

# 京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例

## (しまつのこころ条例) の概要

京都市では、「快適な生活環境の保全」、「公衆衛生の向上」、「国際文化観光都市としての良好な都市環境の形成」を目的として、「京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」(しまつのこころ条例)を制定し、ごみ減量に関する取組等を進めています。

京都市が、市民、事業者等との協働により、環境保全の取組を更に進め、天然資源の有効利用及び環境負荷ができる限り低減される循環型社会の形成等を推進し、持続可能な都市として発展するよう、廃棄物のより一層の減量等に関し必要な事項を定めています。

### ●条例のポイント

廃棄物の減量等について、2R と分別・リサイクルの促進を柱として、次のとおり定めています。

#### ★2Rの推進

重点化すべき6つの分野(①ものづくり、②食、③販売と購入、④催事(イベント等)、⑤観光等、⑥大学・共同住宅等)に関し、市民、事業者等が実施しなければならないこと又は実施に努めなければならないことについて定めています。

#### ①ものづくり

##### ●製造業者

- ・長く繰り返し使える環境にやさしい製品(充電電池、LEDなど)の普及のために、本市が行うPRに協力してください。
- ・ごみの減量に配慮した製品(長く繰り返し使える環境にやさしい製品や、容器包装の少ない製品など)の開発や普及の促進(PRポイントのラベリングなど)に努めてください。
- ・リサイクルできる使用済み商品の店頭回収の実施や、回収方法のPRに努めてください。

##### ●消費者

- ・長く繰り返し使える環境にやさしい製品(充電電池、LEDなど)の再使用又は長期使用に努めてください。

#### ②食

##### ●飲食店業者

- ・食事の提供に際して、できるだけ残さず食べていただくようPRしてください。
- ・利用者から、自らの責任で食事の一部を持帰ることを希望された場合は、衛生管理上支障がない限りこれを認めるよう努めてください。

##### ●食品取扱事業者(食品小売業者・飲食店業者)

- ・小盛りメニューの紹介や、食品の売り切りなどにより、食べ残しや手つかず食品の減量に努めてください。
- ・マイボトルによる飲料の提供や、マイボトルの利用促進のPRに努めてください。
- ・使い捨て食器の使用の抑制に努めてください。

#### ●市民

- ・小売店、飲食店等から購入した食品や提供を受けた食事をできるだけ残さず食べることなどにより、食べ残しや手つかず食品の減量に努めてください。
- ・マイボトルの持参などにより、使い捨ての食器類をできるだけ受け取らず、又は使用しないよう努めてください。

### ③販売と購入

#### ●小売業者

- ・ごみになるものが少ないお買い物（容器包装の少ない商品や、簡易包装・量り売りの商品を選択するなど）や、購入した商品の分別排出を消費者に促すためのPRを行ってください。
- ・レジ袋の要否と必要枚数を確認してください。
- ・レジ袋の有料化を行ってください（有料化対象外とされたものを除く。）。
- ・ごみになるものが少ない販売方法（容器包装の少ない商品の販売や、簡易包装・量り売りの実施など）の実施に努めてください。
- ・有料化対象外のレジ袋についても、有料化やポイント還元によるレジ袋削減の取組や、マイバッグ持参のPRに努めてください。
- ・リサイクルできる使用済み商品の店頭回収の実施や、回収方法のPRに努めてください。

#### ●消費者

- ・ごみの減量につながる取組（レジ袋の受取りをできる限り辞退したり、簡易包装の商品を選択するなど）を行うよう努めてください。
- ・リサイクルできる使用済み商品の店頭回収に参加するよう努めてください。

### ④催事（イベント等）

#### ●イベント主催者

- ・洗って繰り返し使える食器（リユース食器）の利用促進に努めてください。
- ・ごみを分別して排出できる環境を整備してください。
- ・マイバッグ持参等の呼びかけなどにより、レジ袋の辞退を促すためのPRに努めてください。

#### ●イベント参加者

- ・イベント会場で食品を購入し、又は食事の提供を受けるときは、洗って繰り返し使える食器（リユース食器）を優先的に利用するよう努めてください。
- ・イベント会場でごみを分別して排出できる環境が整備されているときは、分別して排出するよう努めてください。

## ⑤観光等

### ●旅館業者等

- ・使い捨てのアメニティグッズの提供・販売の抑制に努めてください。
- ・分別ごみ箱の設置など、滞在者がごみを分別して排出できる環境を整備するか、あるいは、従業員が分別を行うときは、その必要性を告知するなど、京都市における分別の取組について必要なPRを行うか、いずれかを行ってください。

### ●土産物の小売業者

- ・市外で開催される物産展などの催しにおいて土産物を販売するときは、将来京都市を訪れる方に協力していただけるよう、京都市のごみ減量の取組のPRに努めてください。
- ・ごみになるものが少ない販売方法（容器包装の少ない商品の販売や、簡易包装の実施など）の実施に努めてください。

### ●滞在者

- ・宿泊施設においてごみを分別して排出できる環境が整備されているときは、これに応じた方法でごみの分別排出に努めてください。
- ・旅館事業者が実施する使い捨てのアメニティグッズの提供・販売に関する取組に協力するよう努めてください。
- ・自ら消費する目的で土産物を購入するときは、簡易包装商品を優先して選択するよう努めてください。

## ⑥大学・共同住宅等

### ●大学

- ・学生に対し、京都市のごみ減量の取組について周知・啓発してください。
- ・大学構内において、学生がごみを分別して排出できる環境の整備に努めてください。

### ●共同住宅所有者・管理者

- ・居住者に対し、京都市のごみ減量の取組について周知・啓発してください。

### ●学生等の単身者など市民全般

- ・京都市の定める分別の区分・排出方法に従ってごみを分別してください。
- ・ごみの減量に努めてください。

### (1) 事業者による取組の実施状況等を明らかにした報告書等の作成及び提出について定めています。

次に該当する京都市内の全ての事業者等には、2Rについて、実施していただく取組（実施義務）と、実施に努めていただく取組（努力義務）があり、取組の実施状況等に関する報告書等を提出しなければならない。

- ・製造業者
- ・飲食店業者、食品小売業者
- ・物品小売業
- ・イベント主催者
- ・旅館業者等

- ・大学、共同住宅等の所有者

小売業、飲食業、ホテル・旅館業を営む事業者のうち、市の定める規模要件に該当する事業者又は大学については、毎年1回（6月末）、取組の実施状況等に関する報告書及び計画書を提出する義務があります。

#### 令和5年度の報告状況

- (1)対象事業者数 537事業者
- (2)提出事業者数 537事業者
- (3)提出率 100%

#### ※対象事業者の規模要件

- (1)小売業者及び飲食店業者
  - ・1店舗の延床面積が500㎡以上の事業者
  - ・市内のチェーン店の延床面積の合計が3,000㎡以上の事業者
- (2)ホテル・旅館業者
  - ・1店舗の延床面積が1,000㎡以上の事業者
  - ・市内のチェーン店の延床面積の合計が3,000㎡以上の事業者
- (3)大学
  - ・市内の全ての大学・短期大学

また、マンションなど共同住宅等を新築される方については新築時、既存の共同住宅等を新たに管理しようとする方（管理者が変わる場合）については管理開始時に、届出を提出していただく義務があります。

#### (2) 市民、事業者等による取組の実施状況を把握するための市民モニター制度について定めています。

条例に基づく事業者の取組の実施状況を把握するため、「市民モニター」の方に、対象事業者等の取組状況の調査・報告をしてもらっている。

この制度は、優良事例の発掘や報告義務対象外の事業者等の取組状況等の確認を目的としており、市民モニターからの報告内容を市がとりまとめて公表することにより、地域における2Rを中心としたごみ減量活動の気運の醸成を目指している。

また、市民モニターの方には、自身の行動についても自己診断を行っていただき、市に報告していただくことにより、事業者のどのような取組が市民の行動に結びつきやすいのかを検証するなど、より効果的な取組につなげている。

モニターの対象となる事業者は、条例で規定する取組の対象事業者のうち、以下の事業者等が対象となる。

- ①物品小売業者、②飲食店業者、③イベント主催者

市民モニターからの報告は、事業者の皆様からの取組報告(事業者報告制度)とあわせて、毎年1回、市がとりまとめて公表している。

#### 1. 市民モニターの数

39人(令和6年2月末現在)

#### 2. 店舗等の取組状況報告

##### ・実施方法

市民モニターは、日常生活において利用した小売店、飲食店及び参加した催事について、個別の店舗等で見られた優良な2R等の取組など、事業者の取組を本市に報告している。

##### ・報告数：152件

##### ・優良取組の報告例

##### ア 小売店

- ・肉類のノントレー販売
- ・惣菜等の量り売りの実施
- ・店頭回収の協力者にクーポン券を付与
- ・ケーキの切れ端を集めた商品を販売

##### イ 飲食店

- ・子ども向けメニューとして、幼児向けと小学生向けの2種類を提供
- ・マイボトル利用者への割引

##### ウ 催事

- ・地蔵盆において、開催告知の際に当日のマイボトル等の持参を呼掛け
- ・プラスチックごみをトレイ・ビニール・その他の3種類に分けて回収するとともに、分別案内スタッフを配備

### ★分別・リサイクルの推進

#### (1) 市民、事業者等による分別について、「義務」として定めています。

市民、事業者等による分別について、「義務」とし、京都市による分別ルールを明確化し、周知・啓発を徹底することにより、更なる分別の促進を図っている。

#### (2) 分別義務の違反者に対する指導を徹底するため、違反者の特定に必要な調査等、違反者に対する改善勧告、命令及び公表の手続について定めている。

## 参考資料（京都市のごみ量（市受入量）の推移）

